

2025 年 09 月 18 日

EU データ法に基づく情報通知

株式会社日立産機システム(以下「日立産機」)及びその関連会社(以下「弊社」)は、規則 (EU) 2023/2854 (データ法) に従い、弊社製コネクテッド製品 (以下「本製品」) をご利用になられるお客様(「お客様」)に、以下の情報をご提供申し上げます。「関連会社」とは、日立産機によって直接的又は間接的に支配される日立産機グループの法人を意味します。

(a) 本製品名	UX2 シリーズ、UX シリーズ
(b) 製品が生成するデータの種類・形式、推定生成量	[装置固有データ] ・印字内容(最大 1000 文字×2000 件分) ・インクと溶剤の種類 ・各パラメータの設定値 [稼働時のモニター情報] ・印字回数 (印字毎適時更新) ・インク使用量/粘度情報 (30 分毎に更新) ・温度情報(40ms 毎に測定し変更があったときに更新) ・循環機能の実行・終了来歴 ・その他稼働情報 (電磁弁、フィルタポンプなどのパーツ使用時間、基本的に 1 時間に 1 回更新) ・警報/異常来歴 ・動作ログデータ 252 バイト分 (稼働状態 24 バイト、使用時間 228 バイト)
(c) 製品が継続的にリアルタイムでデータを生成できるか否か	稼働情報はリアルタイムに更新
(d) 製品が機器上、又はリモートサーバー上にデータを保存することが出来るか否か	機器上又はリモートサーバー上におけるデータ保存の可否： 保存可能 (上記が可能である場合) 意図されたデータ保存期間： [装置内] ・印字内容は顧客が意図的に削除するまで装置内に永年保管 (サービス員であれば全データ削除可、エンドユーザーは削除可能データが限定される) ・稼働状態、動作ログは装置の使われ方により変わる [装置外] ・顧客システムの仕様によるため弊社では未把握
(e) 製品データにつきお客様がアクセス・取得 (場合に依り削除) するための方法等	製品データにつきユーザーがアクセス・取得するための方法 (技術的手段を含む)： ModbusTCP, EtherNet/IP、OPC UA、独自 Ethernet 通信、RS-232C 通信により取得可能。また USB メモリを使って装置から取り出すことが可能 取得方法は取扱説明書に記載

	(ユーザーによる製品データの削除が可能である場合) 製品データを削除するための方法 (技術的手段を含む) : [装置内] ユーザが意図的にデータ削除機能を実行することで、データ削除可能 [装置外] 顧客仕様なので弊社では未把握。取説での注意喚起が想定される対策 上記に係る利用条件 : ・ リモートによる印字内容の変更。 ・ 装置のメンテナンス作業 (パーツ寿命の確認) で利用 サービスの品質 : <装置内> [装置固有データ] ・ 印字内容 (最大 1000 文字×2000 件分) ・ インクと溶剤の種類 ・ 各パラメータの設定値 [稼働時のモニター情報] ・ 印字回数 (印字毎適時更新) ・ インク使用量/粘度情報 (30 分毎に更新) ・ 温度情報 (40ms 毎に測定し変更があったときに更新) ・ 循環機能の実行・終了来歴 ・ その他稼働情報 (電磁弁、フィルタポンプなどのパーツ使用時間、基本的に 1 時間に 1 回更新) ・ 警報/異常来歴 ・ 動作ログデータ 252 バイト分 (稼働状態 24 バイト、使用時間 228 バイト) <装置外> ・ 顧客仕様なので弊社では未把握。
(f) その他の情報	お問い合わせ時に提供頂くデータや返却製品に保存されていたデータは、弊社で以下の期間保存します。 保存期間 : お問い合わせ完了から 3 カ月

【データの利用に関する指針】

弊社は、上記の内容に加えて、規則（EU）2023/2854（データ法）に従い、以下のデータ利用に関する規定を遵守致します。

1. 弊社によるデータの取得

- ・弊社は、お客様からのお問い合わせ時に、その調査のために必要なデータの提供をお願いする場合があります。
- ・弊社は、故障調査のため返却品からその調査のために必要なデータを読み出す場合があります。
- ・取得したデータについて、前述の(f)で規定した保存期間以降は弊社では保全の責を負いません。弊社において保全されていない場合はデータを提供できない事があります。お客様にてバックアップ等の対応をお願いします。
- ・本指針は、お問い合わせの調査のために取得されたデータについて、それがデータ提供に関する合意の成立日以前に提供された場合でも、遡及的に適用されます。

2. 取得したデータの利用目的

- ・1項で取得したデータは、本製品に関連するサポート、保証、その他これに類するサービスを提供するためのみに利用します。

3. 非個人データの第三者との共有

- ・1項で取得したデータは、2項で記載した目的のために利用することを目的に、製品の製造および販売に関係した第三者にデータを共有する場合があります。

4. お客様の要請によるデータの共有

- ・1項で取得したデータは、お客様の要請に応じて、お客様の指定する第三者のデータ受領者に提供します。データ提供方法については、その都度調整とさせていただきます。

販売店およびセットメーカー様へのお知らせ

本製品を再販、または本製品以外の製品やお客様の製品と組み合わせて販売する等の目的でお客様と直接契約される場合、または修理サービスを行いお客様のデータを保有する場合、契約／修理サービスに先立ち本情報通知の内容をお客様にご提供いただきますよう、お願い申し上げます。ご提供されない場合、貴社はデータ法違反により処罰される可能性がございます。